

地球温暖化対策プランの改定について（論点メモ）

平成22年7月13日

地球温暖化対策課

1 改定に当たっての考え方

- (1) 地球温暖化対策条例の一部改正に基づくプランの全面改定
温室効果ガスの削減目標が、「平成22年度に平成2年度比10%削減」から、「平成32年度までに平成2年度比で25%削減」に
- (2) 次年度重点取組の明確化
施策の展開方向のみならず、次年度において取り組む重点事項の「アウトプット目標」と「アウトカム目標」を可能な限り明確化

2 プランの課題

- 取組が遅れている「家庭」及び「業務(オフィス)」の実効ある対策
- 府内の温室効果ガス排出量の約3割を占める中小企業対策の実効ある対策

3 主要事業の検討課題

- (1) 府の率的取組
 - ・ 府庁CO₂20%削減運動
平成32年度までに25%削減する目標に見合う展開
- (2) 家庭の取組
 - ・ 京都エコポイントモデル事業
平成22年度で3カ年のモデル事業期間を終了することに伴う次の展開
 - ・ 省エネ住宅の普及促進
リフォーム等による住宅の省エネ化、再生可能エネルギーの導入促進など
- (3) 事業者の取組
 - ・ 中小企業対策
「京都版CO₂排出量取引制度」の本格展開、アドバイザーの派遣とパフォーマンス認証を有する環境マネジメントの連動などによる中小企業対策の展開など